

# 柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会）

## 生活支援事業規程

### （目 的）

第1条 この事業は、柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会）（以下「連絡会」という。）が柏原市内に居住する者を主な対象者として、やむを得ない事情により生計の維持が困難となった場合に、緊急支援として給付金と必要な相談援助を行うことで、生活の自立促進を支援することを目的とする。

### （運 営）

第2条 この規程は、連絡会が主体となり運営し、相談内容に応じて、加入する各施設の長（以下「各長」という。）の判断で支給する。

### （財 源）

第3条 連絡会加入施設より事業費として、一施設一口 5,000 円以上を徴収し、財源とする。

### （対 象 者）

第4条 この事業の対象は、柏原市内に居住する者とする。

### （受 付 ・ 決 裁）

第5条 各長は、この事業の対象者となり得る者を面接し、生計の維持が困難となっている理由、状況等を聴取する。

2 各長は、聴取した内容に基づき、支給決定書（様式1）に必要事項を記入し、受付を行う。

3 対象者が連絡会に加入する施設の利用者で、その施設関係者が相談する場合は、当該施設で受付・決裁まで行う。

4 前項の場合以外は、柏原市社会福祉協議会で受付・決裁まで行う。

### （必要書類）

第6条 各長は、対象者に本人・住所が確認できる書類等（免許証・健康保険証・年金手帳など）の提示を求め、生活支援事業支給決定書の内容について確認する。

### （決 定）

第7条 各長は、聴取した内容に基づき申請された生活支援事業支給決定書（様式1）にて支給の決定を行い、給付する。

### （給付の内容）

第8条 各長は、相談一件当たり給付金として上限 10,000 円の範囲で支給する。

### （頻 度）

### 第9条

同一人物に対して支給する場合は、前回の支給日より6ヶ月以上経過している事とする。

### （返 金）

第10条 この事業は、基本的には返金は求めない。しかし、受給者がこの事業の趣旨を理解の上、のちに返金を希望する場合は、応じるものとする。

### 附 則

この規程は、平成26年3月4日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。